

第33回 安来市農業委員会総会議事録

令和8年3月23日（月） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1番 岩崎 金己君	2番 添田 俊之君	3番 新田 徹君	4番 横山 芳明君
5番 永塚 知芳君	6番 足立 仁行君	7番 北中 宏一君	8番 木戸 芳己君
9番 武上 隆雄君	10番 仲佐 久子君	11番 北川 正幸君	12番 新田 里恵君
13番 塩見 秀雄君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第135号 農地法第3条の規定による許可について
日程第 4	報第136号 農地法第4条の規定による届出の受理について
日程第 5	報第137号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出の受理について
日程第 6	議第136号 農地法第5条の規定による許可について
日程第 7	議第137号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 8	議第138号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出者の審査について
日程第 9	報第138号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 10	報第139号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 11	報第140号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について
日程第 12	議第139号 所有者を確知できない農地の告示について

5. 議事

○午後2時02分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第33回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 1番 岩崎委員、2番 添田委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第135号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第135号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。3ページから8ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は13件で、所有権移転が5件、使用収益権設定が8件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、営農開始による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1km、農機具は草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

2番は、経営安定による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2km、農機具はありません。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は1km以内、農機具は田植機2台、コンバイン2台、トラクター3台、乾燥機5台を所有しています。労働力は本人、妻、子2名の合計4名となります。この農地の対価は、■■■です。

4番は、営農開始による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具の所有はありません。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■■です。

5番は、営農開始による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2km、農機具の所有はありません。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

6番から13番は、営農型太陽光発電システムの設置による使用収益権設定で、同一事業者による申請で内容が同一のため、まとめて説明いたします。この8件は、地上権の設定に関する案件です。農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置で、農地の上に太陽光パネルを設置するため「地上権」を設定するものです。営農型発電設備の下部の農地の地上権設定に係る農地法3条許可の判断につきましては、法第3条2項の規定の要件は満たす必要がありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の設置許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、5条許可と同日で許可を出すことになります。この農地の対価の賃料は、■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と4番の案件について 17番 吉村委員
お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。それではまず1番案件からご説明いたします。1番案件につきましては、譲受人が新たに住宅の建設を予定いたしておりまして、それに隣接する農地、畑を野菜作り等で使いたいという計画でございます。譲受人の家族は現在、同じ地域の中で担い手がなくなった地域の耕作継続が困難になった農地とかあるいは遊休地等30近くを家族で管理、営農を米中心でやっております。今回家族と一緒にやってきた営農をさらに野菜作り等で拡大をしたいということで今回の申請になりました。その地域につきましては、周囲に集落が阻まれるような農地ではございませんけれども、きちんと管理ができる体制にあるということで申請になりました。

続きまして4番案件でございますけれども、現在も譲受人は東京都に住んでおりますけれども、現在リモートでできる業務をやっているということで、数年前から自分たち家族の将来の居住する地域、環境が豊かで、できれば今と言う田舎暮らしができるような形の体制がとりたいということで、全国を探し回ってございましたけれども、今回当地で譲渡人の耕作が困難になった住宅、並びにそれに隣接いたします農地がちょうどあったということで、今回の申請になったものでございます。これにつきましても農地につきましては周囲には大きな農地等もございません。営農には全く支障がないと思います。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番と3番の案件について 6番 足立委員 お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。2番案件をまずご説明いたします。これは公園の近くにある山畑の該当地ですけども、以前から借りて作っておられた方がお亡くなりになって、その娘さんの連れ合いさんです。義理の息子です。これがそのままの形で畑を使用するというので、譲渡人が東京におられるもので管理できないということで、譲受人が■■■で買われたものです。そのまま使うので他に影響はないと考えます。

3番案件ですけども、次のページですね、譲渡人さんがだいぶ前まで自分で作っておられましたが、譲受人さんに数年前から移譲しておりまして、返してもらっても自分ではできないということで、この際買ってもらうということで譲受人さんにお話したところ、快く引き受けられたようで、そのままの形で耕作、水田ですけども耕作するというので売買が成立しております。ですから周りの状況何ら変わりありませんので異常ないと考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について 7番 北中委員 お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。5番案件について説明します。申請地は道路拡張の残地で、三角形のあまり利用価値のないところで、所有者が草刈り等の維持管理をしておりました。最近、すぐ隣の土地に譲渡人の孫が家を建てましたので、そこを祖父である譲受人が家庭菜園として有効利用するとのことです。周りの農地に影響を与えることはありませんので、よろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

6番から13番の案件について 1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。6番案件より13番案件ですが貸付人は8名おられます。借受人は同一法人で内容

は同一と判断し、一括にて説明させていただきます。本件は再許可による地上権設定ですが、初年度は2017年申請で今回4回目の申請になります。初年度申請許可後の地盤への問題、また支柱等の資材の変更が必要になり、約2年遅れの2019年より売電開始及び区画内の土壌改良、埋め立てが行われサカキ、シキミ等の植栽が行われました。現在は苗木も成長し、今後3年間において販売収益を見込まれておられます。区画内は畑地として管理されて、周辺には雨水対策、他の人に迷惑がかからないような草刈り等も実施されており、トラブルもなく現在に至っております。よって許可妥当と判断いたしました。各委員さんの審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から13番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 報第136号 農地法第4条の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第136号についてご説明させていただきます。9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第3条第1項の規定による市街化区域内における転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。10ページに案件の内容、11ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、転用の目的は、長屋住宅の建築です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 6番 足立委員をお願いします。

6番：足立 仁行君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 報第137号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第137号についてご説明させていただきます。12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用について届出を受理しましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の規定による2a未満農地の転用届出は、1件です。

1番は、転用の目的は、農業用倉庫の建築です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第136号 農地法第5条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第136号についてご説明いたします。15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第2項の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。16ページから18ページに案件の内容、19ページから20ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、9件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模がおおむね10ha未満であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。転用の目的は、住宅の建築です。

申請人は家族でアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になったため、住宅の建設を計画し、育児や将来の親の介護も考え実家の近隣で居住することを考え、建設する土地を検討しておられました。実家周辺の近くに都合の良い雑種地があり、計画を進めようと思いましたが、どうしても面積が不足するため、やむを得ず実家の所有する隣接農地を転用し、雑種地とあわせた敷地として計画されています。本件の農地は、実家がある集落に接続しています。これは申請に係る農地に代わる周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えております。

2番から9番はすべて、同一事業者が申請人で、転用の内容も同一ですので、まとめて説明します。転用の目的は、営農型太陽光発電設備で、権利の種類は賃借権の設定です。一時転用で期間は2年11ヶ月間です。本件は、令和5年2月21日付けで3年間の一時転用の許可を受けている案件の再許可になります。したがって、本来は先月に再許可の申請が必要であったところですが、事業者が失念しており、一ヶ月間遅れての再許可となりますことから追認案件となります。この事について、申請書に始末書の添付をしておられます。申請者については過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。

国の通知「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」により、営農型発電設備の一時転用許可の再許可について次のことを確認しています。まず「下部の農地における営農が適切に継続される事」です。作付作物であるサカキ及びシキミは、もともと生育に時間を要するものである上、地下水位が高く土壌の排水性も悪いため根腐れによる枯死が多く、事業開始から過去9年間、土壌改良等試行錯誤を続けており、区画全体の植栽レイアウトを見直し、畝づくりや移植等を行ってきてお

られます。未だ収穫は無い状況ですが、これらの努力が実を結び、現在は場所による差はあるものの、すくすくと成長を続けており、今期3年間の内には初めて収穫ができる見通しであると同っております。営農計画書においては、3年後に10aあたり地域の平均単収サカキ880束、シキミ1,500本を見込む計画となっています。こういった状況ですので、営農の適切な継続が確保されていないとは言えないと判断しております。今後毎年の報告を確認しながら、状況を注視していきます。

次に「毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われること」です。こちらについては、申請書に「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書」を添付しておられます。これまでの報告も受けておりますので、適正であると考えます。

次に「設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」です。こちらについては申請書に「営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書」を添付しておられます。この中で撤去費用の見込み額が明示されていることからその資力があること、そして事業の終了時又は事業の廃止時に撤去費用を負担することを誓約しておられることから、適正であると考えます。その他発電設備などについては3年前の再許可時から変更はありません。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。また国のガイドラインによる一時転用許可基準についても適正であると考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 6番 足立委員 お願いします。

6番：足立 仁行君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番から9番の案件について 1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 3班 9番 武上委員 お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上でございます。今月の調査班は3班でございまして、出席者は横山班長、新田徹委員、新田里恵委員と私、事務局より加藤主幹、遠藤係長が出席でございました。3月19日、1時35分より概要説明を受け調査現場に行きました。

まず番号1について、足立委員より個人住宅の申請のための説明を受けました。この土地は元々田んぼで水たまりが多いということで、進入路に比べて高さがかなり違うということで約1300mmの盛り土を行います。そして北側西側南側にL型擁壁を行い土砂の流出を防ぐということでございます。また、雨水排水は自然排水で行います。また、汚水排水は東側の公共樹に接続をいたします。このことにより周辺農地に影響を与えることはないと考え、調査班として許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いたします。

次は2番から9番の案件でございます。先程もございましたけども、同一業者、同一内容ですので一括してまとめてお話しさせていただきます。事務局の説明の通り、現地は当初排水が悪く、水のたまったような状態で作物の育ちにくい状態でしたが、当時の事務局と地元委員の皆さんの指導により、土壌改良、植栽レ

イアウトの見直し、埋め立てをするなど改善に取り組んでおられ、3年前に比べサカキ、シキミの生育状況は良好と判断いたしました。現在も申請農地は営農型太陽光発電事業により荒廃農地防止するしかない状況であると考えますし、この3年間で収穫を見込めるという状況の中、将来、成功例として事例が残せるように、さらに3年間関係者が指導しながら結果を見るということでございます。また、申請が遅れたことに対し始末書も添付されております。調査班として許可妥当と判断いたしました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番の案件について、許可することで決定されました。

議長：齋藤 哲君

続いて、2番から9番の案件について、申請者、事業内容が同一のため一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。2番から9番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、2番から9番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第137号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第137号についてご説明いたします。21ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めます。計画につきましては、24ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権30件、面積5万4千304㎡、使用貸借権12件、面積2万99㎡、全体で42件、総面積が7万4千403㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第137号についてご説明いたします。詳細は25ページから28ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第138号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出者の審査について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第138号についてご説明いたします。29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出がありましたので審議を求めます。申出の内容等につきましては、30ページから35ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細につきましては、農林振興課の方から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第138号についてご説明いたします。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付け事業要領第5条により、貸付けあっせん申出書の提出がありましたので、市を經由して農業委員会に提出いたしました。申出者は■■■です。当該地は■■■が営農しておりましたが、今年度をもって撤退されることから新たに借受け、営農されるものです。あっせん適格者の可否のご審議よろしくお願いたします。

議長：齋藤 哲君

この案件について、農業振興対策委員会 永塚委員長 より報告をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。あっせんの申出書につきましてご説明させていただきます。3月17日に、しまね農業振興公社の担当者、それから遠藤係長、私と渡邊委員の4人で現地の方に行きまして、公社の担当者の方から説明を受けました。申請者の法人は、法人になったのはごく最近みたいですがそれまでは彦名干拓の方で約9haほど同じものを栽培しておったようですが、場所が排水が悪くて、今回■■の後が空いたということで、こちらのほうに栽培に入られるということです。当該の法人とは会ったことはありませんけども、その後についております営農計画書等を見ますと金額的にも帳簿くらいの売り上げをしておられるし、それから個人から行きますとかなりの年数を経て同じものを栽培しておられるようです。今回は約4haほどになりますけども、スイートコーンとキャベツを栽培される予定でございます。また公社の担当者の方からもいろいろ聞いておまして、積極的にやられるようございまして、法人として問題ないんじゃないかというふうに判断いたしました。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

17番 吉村委員。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。ちょっと営農計画について確認をさせてください。まず、家族、構成員の労働日数等ですけども、自家農業に働く日数はほぼ1年、300日それぞれありまして、その右側でそれ以外に働く日数も同じようなことになっておりまして、どこか掛け持ちでやられるのかなと、それがその他収入に入ってくるのかなというのがありますが、その辺のところ実際に今回の借り入れと自作地で、実際どれだけの収入があっておるのかなということです。それと5年後の計画につきまして、現状と比べますと農業収入が■■、経費が■■増えているということで、もっと改善する計画かなとは思っておりましたが、これで良いということであれば、まあ計画ですから何か特別なことがなければ、これはこれとしてみたいと思いますが、分かればお願いします。

農林振興課主任：日向 直之君

1点先程の質問を確認させていただきたいんですけども、まず農業外収入が何かというご質問ということではよろしいですかね。

17番：吉村 正君

労働日数と絡めてです。

農林振興課主任：日向 直之君

そこまで深くは確認してませんが、他にやられている■■という名目でやられている事業として、農業以外に除雪であったりとか除草であったりとか、中古の農機具販売等もしておられますので、そちらでの収入になるかなと思っております。

17番：吉村 正君

はい、わかりました。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について適格とすることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については、申出者を適格と認めることで決定されました。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第138号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第138号についてご説明いたします。36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。37ページから38ページに届出内容が載せていますのでご覧ください。今月の届出については5件で、相続が5件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第139号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第139号についてご説明します。39ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告するものです。40ページから41ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については4件で、農地法による賃貸借の解約2件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第140号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第140号についてご説明します。42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地転用の届出を受理しましたので報告するものです。

43ページから44ページをご覧ください。件数は一時転用2件です。これは、許可不要に該当する島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますので、ご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第12

議長：齋藤 哲君

日程第12 議第139号 所有者を確知できない農地の告示について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第139号についてご説明します。45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第32条第3項(同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく告示につきまして、審議を求めるものです。46ページから49ページに告示(案)を、50ページから51ページに位置図を掲載しておりますのでご覧ください。この告示につきましては、農地の所有者ごとに行いますので、2件の告示となっております。

今回の対象農地は、すべて農地法第33条第1項、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当します。これらの農地はこれまで農地中間管理事業による利用権設定が行われ、耕作を行ってきたものですが、所有者が亡くなられ、相続人が判明しなかったことから、耕作の事業に従事するものから農業委員会に申出があり、相続人を探索しました。しかしながら、法令で定める範囲内の探索では所有者等が判明しませんでしたので、この告示により、所有者等に対して申し出をするよう、その方法と期間を公示するものです。

なお、この告示が行われた後2か月以内に所有者等からの申し出がなかった場合は、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構に通知します。その後、農地中間管理機構が県知事の裁定を受けることにより、耕作者は機構を通じて利用権設定を受け、所有者不明農地でも耕作ができるようになります。この利用権設定にあたっては、所有者が不明で、機構が借地料を国に供託する必要があることから、使用貸借は認められず、賃貸借契約となります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり告示することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、提出原案のとおり所有者を確知できない農地を告示することで決定しました。本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第33回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後3時01分 閉会